

2011年11月7日  
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司  
中国アドバイザー一部

—国家外貨管理局上海市分局公告関連—

## みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

( 第196号 )

# 国家外貨管理局上海市分局、 上海市の貿易企業を対象に、貨物貿易外貨管理制度に係る 『貨物貿易外貨受取・支払業務取扱確認書』の提出を要求 ～提出期限は11月11日まで～

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局上海市分局は2011年10月21日付で『企業による「貨物貿易外貨受取・支払業務取扱確認書」への署名等を遂行することに関する問題についての通達』を、2011年10月26日付で『企業による「貨物貿易外貨受取・支払業務取扱確認書」への署名等を遂行することに関する問題についての補充通達』(以下、それぞれ『通達』、『補充通達』という)を公布しました。『通達』および『補充通達』は、新たな貨物貿易の外貨管理制度の実施に伴い、上海市で輸出入業務に従事する一部企業に対して『貨物貿易外貨受取・支払業務取扱確認書』(以下、『確認書』という)の署名・提出を求めたものです。

『通達』および『補充通達』は上海市で輸出入業務に従事する企業を対象とした規定です。上海市以外の地域では関連する手続などが上海市とは異なる可能性があります。上海市以外の地域の情報につきましては、お近くの「みずほ」、または関連当局までお問い合わせください。

国家外貨管理局は今年9月、『貨物貿易外貨管理制度改革試行に関する公告』(国家外貨管理局公告2011年第2号、以下、『2号公告』という)を公布。2011年12月1日以降、江蘇省、山東省、湖北省、浙江省(除く寧波市)、福建(除くアモイ市)、大連市、青島市を試行地区に指定し、従来の照合(中国語の「核銷」)制度に代わる新たな外貨管理制度を試験的に導入すると発表しました<sup>1</sup>。『2号公告』では貨物貿易に係る外貨受取・支払に対するモニタリング強化を図るため、新たに「貨物貿易外貨モニタリングシステム」(以下、「モニタリングシステム」という)と呼ばれるシステムを導入すると規定。従来の1件ごとに企業の輸出入と外貨受取・支払金額とをチェックする照合手続に代わり、新たに導入する「モニタリングシステム」を利用して企業の貨物流と資金流との一致性に対して定期的に総量確認検査を行う旨、規定しました。

10月に入り、国家外貨管理局は『貨物貿易外貨管理制度試行に関する問題についての通達』(匯發[2011]39号、以下、『39号通達』という)を公布し、試行地区における関連手続の明確化を図ったほか、「モニタリングシステム」への企業情報の入力作業を遂行するため、試行地区だけではなく非試行地区の企業に対しても「確認書」の手続を行うように求めていました<sup>2</sup>。

この度公布された『通達』および『補充通達』は、上海市で貨物貿易に従事する一部企業に対して、「確認書」の署名・提出を求める旨、規定したものです。

<sup>1</sup> 『2号公告』の詳細につきましては、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第191号をご参照ください。以下のURLよりダウンロード可能となっております⇒ [http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin\\_info/pdf/BusinessExpressNo.191.pdf](http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.191.pdf)

<sup>2</sup> 『39号通達』の詳細につきましては、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第195号をご参照ください。以下のURLよりダウンロード可能となっております⇒ [http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin\\_info/pdf/BusinessExpressNo.195.pdf](http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.195.pdf)

『通達』および『補充通達』の概要につきましては、以下をご参照ください。

#### □ 『確認書』の署名・提出が必要な企業

企業による『確認書』の署名・提出に係る手続きにつき、『「受取・支払確認書」に係る手続きを行う企業リスト』を制定し、約9,000社にのぼる貿易企業に対して『確認書』の手続きを要求<sup>3</sup>。また保税区や輸出加工区などの保税監督管理区域企業に対しては、すべて『確認書』の手続きを行うように求めています。

ただし輸入貿易業務に従事している企業で、2010年にすでに『貨物貿易輸入代金支払業務取扱確認書』を提出し、「輸入単位外貨支払リスト」に掲載されている企業は、『確認書』の内容に異議のない場合、この度、新たに『確認書』に係る署名・提出を行う必要はありません<sup>4</sup>。

#### 『確認書』の署名・提出が必要な企業

- 『「受取・支払確認書」に係る手続きを行う企業リスト』に掲載された企業。
- すべての保税監督管理区域企業。

ただし以下の条件に該当する場合、『確認書』に係る手続きは不要。

- 2010年にすでに『貨物貿易輸入代金支払業務取扱確認書』を提出し、「輸入単位外貨支払リスト」に掲載されており、『確認書』の内容に異議のない企業。  
(保税監督管理区域企業は、『貨物貿易輸入代金支払業務取扱確認書』を提出しているか否かに関わらず、すべて『確認書』に係る手続きが必要。)

#### □ 『確認書』の手続きに必要な資料

『通達』では、『確認書』の手続き時に以下の書類を提出するように求めています。

#### 『確認書』の署名・提出が必要な企業

- 単位公印を押捺した営業許可証および組織機構コードのコピー。
- 法人代表がサインしかつ単位公印を押捺した『貿易外貨受取・支払企業リスト登記申請書』、『確認書』。  
(『貿易外貨受取・支払企業リスト登記申請書』、『確認書』のフォームは国家外貨管理局の以下のURLよりダウンロード可能：  
[http://www.safe.gov.cn/model\\_safe/wsfw/wsfw\\_detail.jsp?ID=170100000000000000,1](http://www.safe.gov.cn/model_safe/wsfw/wsfw_detail.jsp?ID=170100000000000000,1))

#### 【保税監督管理区域以外の企業】

- 「輸出受取外貨照合書受領証」もあわせて提出。

#### 【保税監督管理区域内企業】

- 『保税監督管理区域外貨登記証』もあわせて提出。

#### □ 『確認書』の提出期間

2011年11月11日まで。

#### □ 『確認書』の提出先

- 国家外貨管理局上海市分局(陸家嘴東路181号4階 籃球場、3号門)。
- 保税監督管理区域内企業は、国家外貨管理局上海市分局經常項目管理处外高橋保税區事務所(基隆路9号1301室)での手続きも可能。

<sup>3</sup> 『「受取・支払確認書」に係る手続きを行う企業リスト』(中国語:《办理〈货物贸易外汇收支业务办理确认书〉的企业名单》)につきましては、お近くの「みずほ」までお問い合わせください。

<sup>4</sup> 国家外貨管理局上海市分局は2010年8月、『輸入代金支払照合制度改革前期準備業務遂行に係る問題についての通達』を公布し、上海市内で輸入業務に従事する企業に対して、『貨物貿易輸入代金支払業務取扱確認書』の作成・提出を要求していました。当該通達の詳細につきましては、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第124号をご参照ください。

国家外貨管理局の『39号通達』および国家外貨管理局上海市分局の『通達』および『補充通達』における規定は、『2号公告』に基づく新たな貨物貿易に係る外貨管理制度を、将来的に全国に展開するための措置ではないかと推察されます。そのため、この度の『確認書』に係る手続が完了していない場合、今後、新たな規定が施行された際に、企業の貿易決済手続に支障を来す恐れがあるため、留意が必要です。

また『確認書』に係る手続期限が2011年11月11日と迫っているため、まだ『確認書』に係る手続を行っていない企業様におかれましては、なるべくはやく関連手続を行われますよう、ご案内申し上げます。

『通達』および『補充通達』の詳細につきましては、以下にございます日本語訳(仮訳)、および10ページ以降にございます中国語原文をご参照ください。

---

**国家外貨管理局上海市分局**  
**『企業による「貨物貿易外貨受取・支払業務取扱確認書」への署名等を**  
**遂行することに関する問題についての通達』**

国家外貨管理局は『貨物貿易外貨管理制度試行に関する問題についての通達』(匯発[2011]39号、以下、『通達』という)において、2011年12月1日以降、一部地域で貨物貿易外貨管理制度改革の試行を実施する旨、明確にした。貨物貿易外貨管理制度改革の順調な試行を確保するため、『通達』は各試行地区および非試行地区の外貨管理局に対して、管轄内の企業による『貨物貿易外貨受取・支払業務取扱確認書』(以下、『受取・支払確認書』という)の署名業務を実施するように要求している。『通達』の要求に基づき、かつ上海の実情を考慮した上、ここに関連する事項について以下のように通知する。

1. 各外貨指定銀行および所属拠点機関は、『「受取・支払確認書」に係る手続を行う企業リスト』に掲載された口座開設企業(添付文書1、以下、『リスト』という)および『リスト』に掲載されていない保税監督管理区域内の口座開設企業に対して、『通達』公布日から11月11日までに、当分局(陸家嘴東路181号4階 籃球場、3号門)で『受取・支払確認書』に係る署名手続を行うように通知すること。

保税監督管理区域内企業は、当分局經常項目管理处外高橋保税區事務所(基隆路9号1301室、取扱時間午前9:30~11:30、午後1:30~4:00)において『受取・支払確認書』に係る署名手続を行うこともできる。

2. 企業は、『受取・支払確認書』に係る署名手続を行う際に、単位公印を押捺した営業許可証および組織機構コードのコピー、法人代表がサインしかつ単位公印を押捺した『貿易外貨受取・支払企業リスト登記申請書』（添付文書2）および『受取・支払確認書』（添付文書3）を提出しなければならない。保税監督管理区域以外の企業はさらに「輸出受取外貨照合書受領証」を、保税監督管理区域内企業は『保税監督管理区域外貨登記証』を提出しなければならない。

企業は国家外貨管理局ホームページのトップページにある政策法規欄にアクセスし、『国家外貨管理局、国家税務総局、税関総署の貨物貿易外貨管理制度改革試行に関する公告』（国家外貨管理局公告2011年第2号）の添付文書2『貨物貿易外貨管理試行ガイドライン実施細則』から上述の書類をダウンロードすることができる。

3. 「輸入外貨支払リストカード」に係る手続を行い、かつ貿易外貨受取支払確認検査システムの稼働後に外貨管理局に対して輸出入企業ファイル情報登記表および『輸入代金支払業務取扱確認書』を提出した企業は、異議のない場合、『受取・支払確認書』に係る手続を行う必要はない。
4. 同一の企業が複数の口座開設銀行から通知を受領した場合、当局において『受取・支払確認書』に係る署名手続を一回行うのみでよい。

連絡先 : 58845315      58845329  
          58845510      58845259      58845474

国家外貨管理局上海市分局

2011年10月21日

- 添付文書1 : 『「受取・支払確認書」に係る手続を行う企業リスト』（略）  
添付文書2 : 『貿易外貨受取・支払企業リスト登記申請書』  
添付文書3 : 『貨物貿易外貨受取・支払業務取扱確認書』  
添付文書4 : 経済類型コード、業種類型コード（略）  
添付文書5 : 『貿易外貨受取・支払企業リスト登記申請書』記入に係る補充説明（略）

## 添付文書2:

## 貿易外貨受取・支払企業リスト登記申請書

国家外貨管理局上海市分局:

当社は業務上の必要により、「貿易外貨受取・支払企業リスト」への加入を申請する。ここに『貨物貿易外貨管理試行ガイドライン』および実施細則の要求に基づき、関連する情報を記入するとともに、以下の資料を提出し、登記を申請する。当社は提出する情報および書類の真実性について保証する。

- 『企業法人営業許可証』または『企業営業許可証』の副本
- 『中華人民共和国組織機構コード証』
- 『対外貿易経営者届出登記表』／『中華人民共和国外商投資企業批准証書』／『中華人民共和国台湾・香港・マカオ投資企業批准証書』

(注 : 以上の書類はすべて原本および企業公印を押捺したコピーを提出すること)

企業コード		企業名称	
経済類型コードまたは名称		業種類型コードまたは名称	
保税監督管理区域企業か否か	はい    いいえ	保税監督管理区域類型	
法定代表人氏名		法定代表人身分証明書／パスポート番号	
税関登録番号		工商登録番号	
外貨登録通貨種類		外貨登録資金	
人民元登録資金		当初設立日	
経営範囲			
企業住所			
郵便番号		電話	
ファクス		メールアドレス	
企業連絡先担当者名		連絡先担当者携帯電話番号	

法定代表人署名:

単位公印:

申請日:    年   月   日

注意事項および記入説明:

以下の記入説明を真剣に読み、要求に基づき関連事項を記入すること。不正確な記入によって発生する結果については、自身で責任を負うこと。

1. 企業コード:「組織機構コード証」のコードで、全9桁であること。
2. 経済類型コードおよび名称:「経済類型コードおよび名称表」の内容に基づき、うち一項目を選択して記入すること(申請窓口で確認の上、記入することも可能)。
3. 業種類型コードおよび名称:「業種類型コードおよび名称表」の内容に基づき、うち一項目を選択して記入すること(申請窓口で確認の上、記入することも可能)。
4. 保税監督管理区域企業か否か:「保税区」、「輸出加工区」、「保税物流園區」、「保税港区」、「保税物流センター」、「総合保税区」のいずれかに該当するか否かにつき、「はい」または「いいえ」を記入すること。
5. 税関登録番号:「税関輸出入貨物受取・発送人の通関登録登記証」に記載されている「税関登録登記番号」で、全10桁であること。
6. 工商登録番号:営業許可証に記載されている「登録番号」で、全15桁であること。
7. 当初設立日:営業許可証に記載されている「設立日」であること。
8. 経営範囲:営業許可証に記載されている経営範囲であること。

## 添付文書3:

## 貨物貿易外貨受取・支払業務取扱確認書

当社は『中華人民共和国外貨管理条例』および貨物貿易外貨管理法規の規定を熟知、理解し、かつ本確認書で告知し提示している外貨管理局の監督管理に係る職責を詳読、熟知、理解した。

1. 法に基づき対外貿易に従事する。当社は真実かつ合法的な取引を背景とする貨物貿易の外貨受取・支払を行い、規定に基づき関連する真実かつ有効な書類を提出するという前提のもと、外貨管理法規の規定に基づき、貨物貿易外貨受取・支払に係る利便化措置を受ける権利を享受する。
2. 行政処罰等を含む外貨管理局の具体的な行政行為に対して、法に基づき申し立てを行い、行政再審議、行政訴訟を提起する法的権利を有する。
3. 外貨管理局が当社に対して行う貨物貿易の外貨受取・支払に係る監督検査を受け入れ、かつ協力し、遅滞なく、事実に基づき状況を説明し、併せて関連する証明資料を提出する。規定に基づき、関連する業務登記および報告を行う。外貨管理局の分類管理に係る要求に基づき、貨物貿易の外貨受取・支払業務を行う。
4. 外貨管理の法規・規定に違反した場合、外貨管理局が法に基づき実施する罰金、マイナス情報リストへの組み入れ、貿易信用規模および構成への制限、決済方式の制限、関連する処罰決定の対外公布等を含む処理措置を受け入れる。
5. 本確認書が貨物貿易の外貨受取・支払に適用されること理解し、確認する。本企業に係る資本項目、サービス貿易等のその他項目の外貨受取・支払は、関連する外貨管理法規の規定に基づき、法に基づき手続を行う。本確認書で触れていない事項については、関連する外貨管理の法規の規定に基づき執行する。関連する外貨管理法規の規定に変更が発生した場合、新しい外貨管理の法規の規定を基準とする。
6. 本確認書は当社が署名したときに発効する。当社は貨物貿易外貨管理法規の規定を真剣に学習かつ遵守し、外貨管理局による貨物貿易の外貨受取・支払業務に対する管理に積極的に協力する。

企業(公印)

法定代表者(署名)

年 月 日

貿易の利便化をさらに促進し、企業へのサービスをより適切に行い、国の法に基づく行政綱要を全面的に実施し、政府職能の転換を推進するため、外貨管理局は『中華人民共和国外貨管理条例』および貨物貿易外貨管理法規の規定等にもとづき、本確認書を制定し、企業に関連する外貨管理法規の規定および法に基づき享受可能な権利を提示する。企業は本確認書に署名し、かつ真剣に執行し、法に基づき利便化された貨物貿易外貨受取・支払業務を行う権利を享受する。

外貨管理局は『中華人民共和国外貨管理条例』等の法規の規定にもとづき、貨物貿易の外貨受取・支払が真実かつ合法的な取引を基礎とし、関連する書類の真実性およびその外貨受取・支払との一致性の審査確認の要求を満たすという前提のもと、貨物貿易の外貨受取・支払に対して制限を設けない。

外貨管理局は、国際収支情勢等の具体的な状況に基づき、貨物貿易に係る外貨管理法規の規定を制定、調整することができ、かつ法に基づき文書による公告、外貨管理局政府ホームページ等を通して公開かつ透明な方式により、これを公布する。

外貨管理局は法に基づき企業による貨物貿易の外貨受取・支払に対して監督検査を実施する。企業の貨物貿易に係る外貨管理法規の規定を遵守しない行為に対して、『中華人民共和国外貨管理条例』等の法規の規定に基づき、行政処罰を行う。

**国家外貨管理局上海市分局**  
**『企業による「貨物貿易外貨受取・支払業務取扱確認書」への署名等を**  
**遂行することに関する問題についての補充通達』**

上海市各外貨指定銀行

当分局が企業による「貨物貿易外貨受取・支払業務取扱確認書」への署名等を遂行することに関する問題についての通達を公布した後、国家外貨管理局が統一的な集計モジュールを公布し、区内企業の所属する保税監督管理区域類型を明確にするように要求した。このため、当処は当該業務を遂行するため、以下の補充通達を公布する。

1. 銀行はすべての保税監督管理区域企業に対して、当分局經常項目処において『確認書』に係る署名手続を行うように通知しなければならない。
2. 『確認書』の署名業務は11月11日で終了するので、企業の集中的な処理状況の発生を回避するため、銀行は企業に対して、速やかに当分局で手続を行うように通知すること。

国家外貨管理局上海市分局

經常項目処

2011年10月26日

【 解説・日本語仮訳 : みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部 佐藤直昭 】

---

## 国际外汇管理局上海市分局

## 《关于做好企业签署〈货物贸易外汇收支业务办理确认书〉等有关问题的通知》

国家外汇管理局《关于货物贸易外汇管理制度改革试点有关问题的通知》（汇发[2011]39号，以下简称《通知》）明确：自2011年12月1日起在部分地区进行货物贸易外汇管理制度改革试点。为确保货物贸易外汇管理制度改革顺利进行，《通知》要求各试点地区和非试点地区外汇局组织辖内企业开展《货物贸易外汇收支业务办理确认书》（以下简称《收支确认书》）签署工作。根据《通知》要求，并结合上海实际，现将有关事项通知如下：

1. 请各外汇指定银行及所属分支机构通知“办理《收支确认书》企业名单”中的开户企业（附件一，以下简称“名单”）及“名单”以外的保税监管区域内开户企业自本《通知》下发之日起至11月11日，到我分局（陆家嘴东路181号四楼篮球场，从3号门进入）办理《收支确认书》签署手续。

保税监管区域内企业也可到我分局经常项目管理处外高桥保税区办事处（基隆路9号1301室，办公时间为上午9:30-11:30，下午1:30-4:00）办理《收支确认书》签署手续。

2. 企业办理《收支确认书》签署手续时需提交加盖单位公章的营业执照和组织机构代码证复印件、由法人代表签字并加盖单位公章的《贸易外汇收支企业名录登记申请书》（附件二）和《收支确认书》（附件三）。保税监管区域之外企业还需要提交“出口收汇核销单领取证”，保税监管区域内企业需要提交《保税监管区域外汇登记证》。

企业可登陆国家外汇管理局网站首页政策法规栏目，在《国家外汇管理局、国家税务总局、海关总署关于货物贸易外汇管理制度改革试点的公告》附件二《货物贸易外汇管理试点指引实施细则》中下载上述表格。

3. 已办理“进口付汇名录卡”并且在贸易收付汇核查系统运行后已向外汇局提交进出口企业档案信息登记表和《贸易进口付汇业务办理确认书》的企业，如无异议不需要再办理《收支确认书》；
4. 同一家企业接到多家开户银行通知的，只需要到我分局办理一次《收支确认书》签署手续。

联系电话 : 58845315 58845329  
58845510 58845259 58845474

国家外汇管理局上海市分局

2011年10月21日

- 附件一 : 办理《货物贸易外汇收支业务办理确认书》的企业名单(略)
- 附件二 : 《贸易外汇收支企业名录登记申请书》
- 附件三 : 《货物贸易外汇收支业务办理确认书》
- 附件四 : 经济类型代码和行业类型代码
- 附件五 : 《贸易外汇收支企业名录登记申请书》填写补充说明

## 附件二：

## 贸易外汇收支企业名录登记申请书

国家外汇管理局上海市分局：

本公司因业务需要，申请加入“贸易外汇收支企业名录”。现根据《货物贸易外汇管理试点指引》及实施细则要求填写相关信息并提交以下资料，请予以登记。本公司保证所提供的信息和资料真实无讹。

《企业法人营业执照》或《企业营业执照》副本

《中华人民共和国组织机构代码证》

《对外贸易经营者备案登记表》/《中华人民共和国外商投资企业批准证书》/《中华人民共和国台、港、澳投资企业批准证书》

（注：以上资料均需提供原件及加盖企业公章的复印件。）

企业代码		企业名称	
经济类型代码或名称		行业类型代码或名称	
是否保税监管区域企业	是 否	保税监管区域类型	
法定代表人姓名		法定代表人身份证/护照号码	
海关注册号		工商注册号	
外币注册币种		外币注册资金	
人民币注册资金		最初设立日期	
经营范围			
企业地址			
邮编		电话	
传真		电子邮箱	
企业联系人		联系人移动电话	

法定代表人签字：

单位公章：

申请日期： 年 月 日

注意事项及填表说明：

请认真阅读以下填表说明，按要求填写相关事项，因填写不准确造成的后果自行承担：

1. 企业代码：应为“组织机构代码证”的代码，共 9 位；
2. 经济类型代码及名称：按照“经济类型代码及名称表”内容选择其中一项填写（可现场对照填写）；
3. 行业类型代码及名称：按照“行业类型代码及名称表”内容选择其中一项填写（可现场对照填写）；
4. 是否保税监管区域企业：是否为“保税区”、“出口加工区”、“保税物流园区”、“保税港区”、“保税物流中心”、“综合保税区”企业，填写是或否；
5. 海关注册号：应为“海关进出口货物收发货人报关注册登记证书”中“海关注册登记编号”，共 10 位；
6. 工商注册号：应为营业执照中的“注册号”，共 15 位；
7. 最初设立日期：应为营业执照中的“成立日期”；
8. 经营范围：应为营业执照中的经营范围。

## 附件三：

## 货物贸易外汇收支业务办理确认书

本企业已知晓、理解《中华人民共和国外汇管理条例》以及货物贸易外汇管理法规规定，并已仔细阅读、知晓、理解本确认书告知和提示的外汇局监管职责。

- 一. 依法从事对外贸易。对于本企业具有真实、合法交易基础的货物贸易外汇收支，在按规定提交有关真实有效单证的前提下，享有根据外汇管理法规规定便利办理货物贸易外汇收支的权利。
- 二. 对外汇局的具体行政行为包括行政处罚等，享有依法进行申诉、提起行政复议和行政诉讼等法定权利。
- 三. 接受并配合外汇局对本企业货物贸易外汇收支进行监督检查，及时、如实说明情况并提供相关单证资料；按规定进行相关的业务登记与报告；按照外汇局分类管理要求办理货物贸易外汇收支业务。
- 四. 若违反外汇管理法规规定，接受外汇局依法实施的包括罚款、列入负面信息名单、限制贸易信贷规模和结构、限制结算方式、对外公布相关处罚决定等在内的处理措施。
- 五. 知晓并确认本确认书适用于货物贸易外汇收支。本企业资本项目、服务贸易等其他项目外汇收支按照相关项目的外汇管理法规规定依法办理。本确认书未尽事项，按照有关外汇管理法规规定执行；相关外汇管理法规规定发生变化的，以新的外汇管理法规规定为准。
- 六. 本确认书自本企业签署时生效。本企业将认真学习并遵守货物贸易外汇管理法规规定，积极支持配合外汇局对货物贸易外汇收支业务的管理。

企业（公章）：

法定代表人（签字）：

年 月 日

为进一步促进贸易便利化，更好地为企业服务，全面实施国家依法行政纲要，推进政府职能转变，外汇局根据《中华人民共和国外汇管理条例》及货物贸易外汇管理法规规定等，制定本确认书，提示企业相关外汇管理法规规定和依法享有的权利。企业签署本确认书并认真执行，享有依法便利办理货物贸易外汇收支业务的权利。

外汇局依据《中华人民共和国外汇管理条例》等法规规定，在货物贸易外汇收支具有真实、合法交易基础，满足有关单证真实性及其与外汇收支一致性审核要求的前提下，对货物贸易外汇收支不予限制。

外汇局根据国际收支形势等具体情况，制定、调整货物贸易外汇管理法规规定，并依法通过文告、外汇局政府网站等适当的公开、透明的方式予以公布。

外汇局依法对企业货物贸易外汇收支进行监督检查。对企业未能遵守货物贸易外汇管理法规规定的行为，按照《中华人民共和国外汇管理条例》等法规规定进行行政处罚。

## 附件四：

## 经济类型代码

代码	名称	代码	名称
100	内资	175	个体经营
110	国有全资	179	其他私有
120	集体全资	190	其他内资
130	股份合作	200	港澳台投资
140	联营	210	内地和港澳台合资
141	国有联营	220	内地和港澳台合作
142	集体联营	230	港澳台独资
143	国有与集体联营	240	港澳台投资股份有限（公司）
149	其他联营	290	其他港澳台投资
150	有限责任（公司）	300	国外投资
151	国有独资（公司）	310	中外合资
159	其他有限责任（公司）	320	中外合作
160	股份有限（公司）	330	外资
170	私有	340	国外投资股份有限（公司）
171	私有独资	390	其他国外投资
172	私有合伙	400	境外机构
173	私营有限责任（公司）	900	其他
174	私营股份有限（公司）	N00	未知名称

**行业类型代码**

代码 名称

01 农、林、牧、渔业

0101 农业

0102 林业

0103 畜牧业

0104 渔业

0105 农、林、牧、渔服务业

02 采矿业

0206 煤炭开采和洗选业

0207 石油和天然气开采业

0208 黑色金属矿采选业

0209 有色金属矿采选业

0210 非金属矿采选业

0211 其他采矿业

03 制造业

0313 农副食品加工业

0314 食品制造业

0315 饮料制造业

0316 烟草制品业

0317 纺织业

0318 纺织服装、鞋、帽制造业

0319 皮革、毛皮、羽毛（绒）及其制品业

0320 木材加工及木、竹、藤、棕、草制品业

0321 家具制造业

0322 造纸及纸制品业

0323 印刷业和记录媒介的复制

0324 文教体育用品制造业

0325 石油加工、炼焦及核燃料加工业

0326 化学原料及化学制品制造业

0327 医药制造业

0328 化学纤维制造业

0329 橡胶制品业

0330 塑料制品业

0331 非金属矿物制品业

0332 黑色金属冶炼及压延加工业

0333 有色金属冶炼及压延加工业

- 0334 金属制品业
- 0335 通用设备制造业
- 0336 专用设备制造业
- 0337 交通运输设备制造业
- 0339 电气机械及器材制造业
- 0340 通信设备、计算机及其他电子设备制造业
- 0341 仪器仪表及文化、办公用机械制造业
- 0342 工艺品及其他制造业
- 0343 废弃资源和废旧材料回收加工业
- 04 电力、煤气及水的生产和供应业
- 0444 电力、热力的生产和供应业
- 0445 煤气生产和供应业
- 0446 水的生产和供应业
- 05 建筑业
- 0547 房屋和土木工程建筑业
- 0548 建筑安装业
- 0549 建筑装饰业
- 0550 其他建筑业
- 06 交通运输、仓储及邮政业
- 0651 铁路运输业
- 0652 道路运输业
- 0653 城市公共交通业
- 0654 水上运输业
- 0655 航空运输业
- 0656 管道运输业
- 0657 装卸搬运和其他运输服务业
- 0658 仓储业
- 0659 邮政业
- 07 信息传输、计算机服务和软件业
- 0760 电信和其他信息传输服务业
- 0761 计算机服务业
- 0762 软件业
- 08 批发和零售业
- 0863 批发业
- 0865 零售业
- 09 住宿和餐饮业
- 0966 住宿业

- 0967 餐饮业
- 10 金融业
  - 1068 银行业
  - 1069 证券业
  - 1070 保险业
  - 1071 其他金融活动
- 11 房地产业
  - 1172 房地产业
- 12 租赁和商务服务业
  - 1273 租赁业
  - 1274 商务服务业
- 13 科学研究、技术服务和地质勘查业
  - 1375 研究与试验发展
  - 1376 专业技术服务业
  - 1377 科技交流和推广服务业
  - 1378 地质勘查业
- 14 水利、环境和公共设施管理业
  - 1479 水利管理业
  - 1480 环境管理业
  - 1481 公共设施管理业
- 15 居民服务和其他服务业
  - 1582 居民服务业
  - 1583 其他服务业
- 16 教育
  - 1684 教育
- 17 卫生、社会保障和社会福利业
  - 1785 卫生
  - 1786 社会保障业
  - 1787 社会福利业
- 18 文化、体育和娱乐业
  - 1888 新闻出版业
  - 1889 广播、电视、电影和音像业
  - 1890 文化艺术业
  - 1891 体育
  - 1892 娱乐业
- 19 公共管理和社会组织
  - 1993 中国共产党机关

- 1994 国家机构
- 1995 人民政协和民主党派
- 1996 群众团体、社会团体和宗教组织
- 1997 基层群众自治组织
- 20 国际组织
- 2098 国际组织
- 2099 使领馆
- N0 未知名称
- N000 未知名称

**附件五：****《贸易外汇收支企业名录登记申请书》填写补充说明**

1. 经济类型：按照企业税务登记证的企业类型填写。
2. 工商注册号按照实际注册号码填写，不局限于 15 位。
3. 企业地址填写企业联系地址或者办公地址。
4. 注册资本按照批准证书或营业执照上登记情况填写，人民币、外币可选填。

## 国家外汇管理局上海市分局

## 《关于做好企业签署〈货物贸易外汇收支业务办理确认书〉补充的通知》

本市各外汇指定银行：

我分局关于做好企业签署《货物贸易外汇收支业务办理确认书》等有关问题的通知发布后，国家外汇管理局下发了统一的汇总模块，要求明确区内企业所属保税监管区域类型。为此，我处就做好该项工作补充通知如下：

1. 银行应通知所有保税监管区域企业到我分局经常项目处签署《确认书》。
2. 由于《确认书》签署工作将于 11 月 11 日结束，为避免出现企业集中办理情况，请银行通知企业尽快来我分局办理。

国家外汇管理局上海市分局

经常项目处

2011 年 10 月 26 日

**【ご注意】**

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
  - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。